

定額減税補足給付金（調整給付金）Q & A

○私は定額減税・調整給付の対象ですか。

定額減税の対象となる方には、7月12日付で「支給確認書」又は「支給のお知らせ」を発送しておりますので、そちらをご確認ください。

○どの自治体から定額減税・調整給付を受けるのでしょうか。

定額減税および調整給付を実施するのは、令和6年度個人住民税が課税されている自治体となります。

○調整給付の給付額が不足していることが判明した場合はどうなりますか。

令和6年分推計所得税額を活用しており、実額による算定ではないことを踏まえ、令和6年分所得税額が確定した後、調整給付に不足が生じた場合には、令和7年度に追加で不足分の給付を行う予定です。

○令和5年度に住民税非課税世帯給付金（7万円）もしくは住民税均等割のみ世帯給付金（10万円）を受給しましたが、調整給付は支給対象となりますか。

非課税もしくは均等割世帯への給付金と調整給付金は、算定基準日が異なるため両給付金の対象となる場合もあります。

○給付金を受け取るには手続きが必要ですか。

調整給付金の受取には、原則必要となります。

対象の方には、支給に関する「お知らせ」または「確認書」を7月12日（金曜日）に発送いたします。

- ・「支給のお知らせ」が届いた方…公金受取口座への登録等足寄町にて口座情報を把握している方が対象となりますので、記載の口座情報に変更がない場合は、手続きは必要ありません。

※受取口座を変更する場合は、同封している変更届をご提出ください。

- ・「支給確認書」が届いた方…給付金を受給される方は、受取口座等必要事項をご記入の上、ご提出ください。

※オンラインでの申請も受け付けておりますので、ご利用ください。

○16歳未満の扶養親族も調整給付の計算に含まれますか。

含まれます。

○住民税所得割とは何ですか。

住民税は「均等割」と「所得割」で構成されており、「均等割」は前年の所得金額の多少にかかわらず、ある一定の所得がある方全員に定額を負担していただくもので、「所得割」は前年の所得金額から所得控除金額を引いた額に税率を乗じて得られた税額を負担していただくものです。